参加表明に関する質問への回答

No.	質問内容	回答	回答日
1	【実施要領P3】３－（３）－②施工業者に当たる者 施工実績に関する事項で、鉄筋コンクリート造・鉄骨造の実績に加え、木造の実績を挙げても問題はないですか。	木造の実績は、当該資格要件における施工実績として認められません。 実施要領に記載のとおり、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の実績となります。	11月12日
2	【実施要領P5】４－（４）現地視察 現地視察を希望した場合、視察時間に制限がありますか。 ある場合は、どのくらい時間をいただけるのでしょうか。	１時間程度を予定しております。	11月12日
3	【実施要領P7】８－（７）－④提出書類に虚偽の記載をした場合 誤字脱字も含まれるのでしょうか。	誤字脱字であっても、実績に係る数値の過大申告や保有資格の有無など、重要事項が事実と異なる場合には不備と見なされる場合があります。提出後の差替えは原則認められませんので、提出前に十分な確認を行っていただくようお願いします。	11月12日
4	【実施要領P2,3】３－（３）－①設計・工事監理業務に当たる者 「施工実績に関する事項内のJVの場合は代表者での実績」とありますが、DB方式の場合の設計業務は構成員であっても代表者の実績として良いでしょうか。	DB方式の場合、設計業務については、代表者としての実績が対象となります。	11月12日
5	【実施要領P1】３－（１）参加者の構成等 「②JVの代表者は構成員において決定された物（以下「JV代表者」という。）とし、JV代表者の出資比率を最大とする。」とありますが、出資を行わない乙型JV形態を取る場合、受託金額比率が最も高い構成員が代表になると考えて宜しいでしょうか。	現時点では、お考えの形態による構成は想定しておりません。	11月12日
6	【実施要領P1】３－（１）参加者の構成等 「④構成員の出資比率の最小限度は、設計業務に参加する者は設計に要する費用の割合とし、施工業務に参加する構成員が２者の場合は工事費の30％とする。」とありますが、出資を前提としない乙型ＪＶ形態での参加は可能として頂けないでしょうか。	質問・回答書No.５をご確認ください。	11月12日
7	【実施要領P2,3】３－（３）－①設計・工事監理業務に当たる者 「次のすべてを満たす業務を元請として実施した実績があること。 ア 平成 23 年度から令和８年 11 月２日までに契約履行が完了した建築物で、新築・増築・改築・改修・解体工事に係る実施設計業務又は工事監理業務を元請として実施した実績（ＪＶの場合は代表者での実績）を有すること。なお、実績に係る発注元は問わない。」とありますが、新築、増築、改築、改修、解体工事それぞれの個別の発注業務についての実施設計又は工事監理業務を元請で実施した実績と理解して宜しいでしょうか？これらが全て１つの発注案件に含まれることはほぼ無いため確認させて下さい。	貴見のとおりです。	11月12日
8	【実施要領P2,3】３－（３）－①設計・工事監理業務に当たる者 設計を２社で担う場合、いずれかの設計事業者が、求められる実績要件を満たせば良いと理解して宜しいでしょうか。（施工業務の場合はいずれかの構成員と書かれている）	貴見のとおりです。	11月12日
9	【実施要領P3】３－（３）－①設計・工事監理業務に当たる者 「高校教育改革「みやざきモデル」 宮崎大宮高等学校整備事業要求水準書の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の２の（３）に記載した技術者等を配置できること。」とありますが、設計を２社で担う場合、いずれかの構成員が技術者を配置できれば問題ないでしょうか。	実績要件を満たしている設計業者での配置が望ましいと考えております。	11月12日
10	【実施要領P3】３－（３）－②施工業務に当たる者 「要求水準書の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の３の（１）に記載した技術者等を配置できること。」とありますが、これはいずれかの施工業務を担う１者から配置すれば良いとの理解で問題ないでしょうか。	貴見のとおりです。	11月12日
11	【実施要領P4】４－（１）スケジュール プロポーザルへの質疑が11月2日から12月4日まで、質疑への回答が12月11日、企画提案書の受付期限が12月18日とされています。 質疑回答から企画提案書の提出期限までの期間が非常に短いことから、提案内容への反映期間を確保するため、受付期間中に提出した質疑については、12月11日に一括して回答されるのではなく、回答可能なものから順次ご回答ください。 提案検討期間に複数回質疑を上げることも許容頂きたいです。	回答は随時対応します。 プロポーザルに関する質疑の受付期間内（12月４日まで）であれば、随時受け付けております。	11月12日
12	【実施要領P4】４－（２）参加表明書等の提出 （キ）JV協定書について、乙型JVの場合は業務担当範囲を明記したＪＶ協定書として作成しても宜しいでしょうか。	質問・回答書No.５をご確認ください。	11月12日
13	【実施要領P4】４－（２）参加表明書等の提出 （キ）JV協定書（任意様式）について、任意様式であってもJV構成員各社の押印は必要でしょうか。提出にあたり、JV構成員内での書類の取り交わしに一定の期間を要するため、押印有無を確認させて下さい。	押印は不要です。また、提出書類は写しでも可とします。	11月12日

14	【実施要領P5】４－（３）質問の受付及び回答 設計・施工で異なる業務の質疑となるため、また、質疑回答に期間を要することから、質疑はJV代表者に限らず、JV構成員各担当者からおこなって宜しいでしょうか。	質問書は、原則としてJV代表者が提出してください。	11月12日
15	【実施要領P3】３－（３）－②施工業務に当たる者 配置技術者等に関する事項における要求水準書の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の３の（１）に記載した技術者は、①主任技術者又は監理技術者と②現場代理人の兼務は可能でしょうか。また、その場合１名の配置で問題ないとの解釈で宜しいでしょうか。	原則として、兼務することは可能です。	11月12日
16	【実施要領P1～3】３－（１）①、３－（３）① 「２～３者で結成された企業体」とありますが、設計事務所２者と建築会社１社の企業体でも可能でしょうか。 可能な場合、２者の設計事務所の両者に３（３）①の施工実績に関する事項（アかつイ）を満たさないといけないのでしょうか。 どちらか１者が満たしていればよろしいでしょうか。ご教示ください。	質問・回答書No.8をご確認ください。	11月12日
17	【要求水準書P11】Ⅲ－２－（３） ①②③の技術者は兼務することは可能でしょうか。 ②が２人以上とのことですので、最低２人配置すればよいでしょうか。 ご教示ください。	①管理技術者と②担当技術者は兼務可能です。また、①監理技術者又は②担当技術者と③工事監理者の兼務も可能ですが、設計業務と工事監理業務の責任区分を明確にし、工事品質の適正な確保に努めてください。	11月12日
18	【実施要領P1】３－（1）参加者の構成等 県外特A級企業の参加資格について 宮崎県の建築一式工事入札参加資格において、「特A任意（県外）」に区分される企業は、本事業の特定建設工事共同企業体の施工構成員として参加可能との理解でよろしいでしょうか。	実施要領３（３）②入札参加資格の認定等に関する事項 ア については、任意許可業者も該当します。	11月12日
19	【実施要領P1】３－（1）参加者の構成等 JV代表者について 県外に本社を有する建築一式工事特A級企業が、宮崎県内に本社を有する特A級企業と共同企業体を組成し、最大出資比率を有する場合、JV代表者となることは可能でしょうか。	可能です。	11月12日
20	【実施要領P1】３－（1）参加者の構成等 県内企業の加点について 共同企業体を構成する3者のうち、施工企業1者と設計・工事監理企業1者の計2者が宮崎県内に本社を有する場合、審査基準書に定める30点の加点対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	11月12日
21	【実施要領P1】３－（1）参加者の構成等 設計企業の出資比率について 施工企業2者、設計・工事監理企業1者の3者JVの場合、設計企業の出資比率は設計費用の割合を最小限度とし、施工企業2者の出資比率は工事費に対する割合で算定するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	11月12日
22	【要求水準書P11】Ⅲ－２－（3） 管理技術者と担当技術者、ならびに管理技術者と工事監理者は、それぞれ同一人物による兼任が可能でしょうか。 兼任が可能な場合は、配置に関する条件および制限事項についてご教示ください。	質問・回答書No.17をご確認ください。	11月12日